

令和 7 年 第 5 回

印西市教育委員会定例会会議録

令和 7 年 5 月 1 9 日（月）

令和7年第5回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和7年5月19日(月)午後4時40分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について(印西市学校運営協議会委員の任命)

日程第 5 報告第2号

臨時代理の報告について(印西市学校適正配置審議会委員の委嘱)

日程第 6 議案第1号

令和7年度補正予算について

日程第 7 議案第2号

印西市立図書館協議会委員の任命について

日程第 8 議案第3号

印西市教育支援委員会委員の委嘱について

日程第 9 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	渡 邊 義 規
1 番	教育長職務代理者	寺 田 充 良
2 番	委 員	豊 田 光 弘
3 番	委 員	長 尾 香 奈
4 番	委 員	屋 敷 毅

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(7名)

教 育 部 長	伊 藤 章
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	岡 田 光 靖

学 校 給 食 課 長	出 山 健 生
生 涯 学 習 課 長	中 嶋 広
文 化 振 興 課 長	飯 島 正 義

職務のため出席した職員(4名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	木 崎 和 博
教 育 総 務 課 総 務 係 長	中 野 竜 一
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	佐 々 木 洋 子
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	川 村 健 一

(16時40分)

(開会の宣告)

教 育 長

まず、長時間にわたり、総合教育会議ありがとうございました。大分時間延びてしまいまして、その結果、定刻より40分遅れての開会となりますこと、ご了承ください。申し訳ありません。

では、ただいまより、令和7年第5回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、文化振興課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、長尾委員を指名します。よろしくお願いいたします。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

まず、経過報告でございます。

4月28日月曜日、BMX世界大会出場内定、高橋兄弟、牧の原小学校の児童です。市長の表敬訪問が市役所でありまして、同席いたしました。

同日、原小学校及び西の原中学校の過大規模校の対応に関する意見交換会ということで、初めての取組でしたがけれどもユーチューブライブ配信を行い、意見交換させていただきました。

5月1日木曜日、第1回家庭教育学級運営委員研修会が文化ホールであり、出席いたしました。

同日、第2回市校長会議が本埜小学校であり、出席いたしました。

3日土曜日、県指定無形民俗文化財「鳥見神社の獅子舞」公開事業が平岡の鳥見神社であり、出席いたしました。

7日水曜日、社会を明るくする運動推進委員会が市役所であり、出席いたしました。

9日金曜日、牧の原小学校と滝野小学校の学童クラブについて市長が視察をするということで、私も同行いたしました。

11日日曜日、第4回印西まちなか音楽祭が印西牧の原駅周辺で開催され、豊田委員、屋敷委員とともに出席、参加させていただきました。

12日月曜日、第1回教科用図書印旛採択地区協議会が八街市であり、出席いたしました。

13日火曜日、政策調整会議が市役所であり、出席いたしました。

同日、学校・施設訪問として、六合小、印旛中、印旛公民館を訪問いたしました。

14日水曜日、印西市交通安全対策会議が文化ホールであり、出席いたしました。

15日木曜日、全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が埼玉県川越市であり、参加してまいりました。

16日金曜日、令和7年第1回市議会臨時会が市役所議場でありまして、出席いたしました。

17日土曜日、令和7年度水防演習が大森地先・利根川堤防であり、出席いたしました。

18日日曜日、印西市女性の会総会が中央公民館であり、出席いたしました。

19日月曜日、本日ですけれども、印西市民生委員推薦会が市役所であり、出席いたしました。

また、行政改革推進本部会議が市役所であり、出席いたしました。

同日、今日ですけれども、令和7年度第1回市総合教育会議が市役所であり、先ほど申し上げましたけれども、教育委員の皆様と長時間にわたって会議に参加いたしました。

そして、ただいま令和7年第5回教育委員会定例会を開催しているところ

ろでございます。

続きまして、行事予定についてです。

5月20日火曜日、印西市民生委員児童委員協議会総会が文化ホールであり、出席する予定です。

同日、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会並びに特別講演が流山市であり、出席する予定です。教育委員の皆様もご同行願います。

21日水曜日、第63回第三部会小学校陸上競技大会が松山下公園陸上競技場であり、参加する予定です。

23日金曜日、第1回通学区域審議会が市役所であり、出席する予定です。

また、同日、グローバル・インディアン・インターナショナルスクール視察、江戸川区になりますけれども、そのインターナショナルスクールを、市長とともに視察する予定です。

25日日曜日、中学生海外派遣研修事前説明会が文化ホールであり、出席する予定です。

同日、令和8年印西市二十歳を祝う会実行委員会が市役所であり、出席する予定です。

26日月曜日、印西中学校区、第1回学校運営協議会が印西中学校を会場に行われ、出席する予定です。コミュニティースクールのスタートとなります。

同日、First Lego League世界大会出場内定ということで、トルマリン、原山小学校ですね、現在は原山中学校の1年生になっている生徒たちの市長表敬訪問があるということで、同席いたします。

28日水曜日、令和7年度行政事務連絡会が市役所であり、出席する予定です。

同日、令和7年度印西市町内会自治会連合会総会が市役所であり、出席する予定です。

29日木曜日、校長目標申告面接ということで、市内の小・中学校校長と市役所を会場に面接を行う予定でございます。

30日金曜日、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会並びに研修会が長野県長野市で開催され、教育委員の皆様とともに参加する予定でございます。

31日土曜日、令和7年度印西市芸術文化協会総会が文化ホールであり、出席する予定です。

6月4日水曜日、令和7年第2回市議会定例会が開催されます。会期は24日までとなっております。

8日日曜日、印西市民謡民舞大正琴チャリティーショーが文化ホールであり、参加する予定です。

13日金曜日、北総教育事務所長の学校訪問がいには野小であり、同行する予定です。こちらは午前中です。

各 委 員
教 育 長

職 務 代 理 者
(報 告 第 1 号)
職 務 代 理 者

生涯学習課長

同日、午後、北総教育事務所次長の学校訪問が滝野小であり、同行する予定でございます。

15日日曜日、第4回舞踊の彩典が文化ホールであり、参加する予定です。

16日月曜日、北総教育事務所指導室訪問が木刈中であり、出席する予定です。

17日火曜日、第1回市校長研究協議会が滝野小であり、出席する予定です。

18日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席する予定です。

19日木曜日、北総教育事務所長の学校訪問、西の原中で午前中にあり、同行する予定です。

同日、午後、北総教育事務所次長の学校訪問が印西中であり、同行する予定です。

また、同日、市学校運営研修会が教育センターであり、出席する予定です。

20日金曜日、公民館運営審議会が中央公民館であり、出席する予定です。

25日水曜日、第1回いじめ防止対策委員会が教育センターであり、出席する予定です。

同日、令和7年第6回教育委員会定例会が市役所であり、出席する予定でございます。

以上、教育長報告でございます。ご質問等ありますでしょうか。

なし

はい、それでは、ここからの議事進行は、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
生涯学習課長。
報告第1号 臨時代理の報告について。
印西市学校運営協議会委員を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項及び印西市学校運営協議会規則第4条第2項の規定により、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項に規定する臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。
令和7年5月19日提出。
印西市教育委員会教育長、渡邊義規。
それでは、ご説明いたします。
印西中学校区の学校運営協議会の委員の任命に係るものでございまして、委員の選出区分、対象学校に在席する児童又は生徒の保護者に該当

	する方としまして、印西中学校につきましては織田将顕氏、木下小学校につきましては塚田孝平氏、大森小学校につきましては河邊江梨氏を、令和7年5月1日から令和9年3月31日までの任期で任命いたしましたので、ご報告するものでございます。 説明は以上でございます。
職務代理者	これから質疑を行います。質疑はございませんか。
各 委 員	なし
職務代理者	質疑なしと認めます。
	以上で報告第1号は終わります。
(報告第2号)	
職務代理者	日程第5 報告第2号 臨時代理の報告についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 学務課長。
学 務 課 長	報告第2号 臨時代理の報告について。 印西市学校適正配置審議会設置条例第3条、第4条及び第5条に規定する印西市学校適正配置審議会委員の委嘱を印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、次のように臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。 令和7年5月19日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それでは、ご説明いたします。 印西市学校適正配置審議会委員を新たに表中、3番委員、元中学校長、杉田礼子氏、4番委員、牧の原小学校校長、寺島光浩氏、5番委員、船穂中学校校長、飯尾一哉氏に委嘱するものでございます。 任期につきましては、令和7年5月1日から令和9年4月30日までといたします。 なお、4番委員、5番委員につきましては、教育公務員特例法第17条第1項の規定により兼職を認め、条例で定める報酬及び費用弁償を支給いたします。 以上でございます。
職務代理者	これから質疑を行います。質疑はございませんか。
各 委 員	なし
職務代理者	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
	以上で報告第2号を終わります。
(議案第1号)	
職務代理者	日第第6 議案第1号 令和7年度補正予算についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 教育部長。

教 育 部 長

議案第1号 令和7年度補正予算について。

令和7年第2回印西市議会定例会に提出する令和7年度補正予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和7年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、概要につきましてご説明をいたします。

議案第1号 令和7年度補正予算書をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

15款国庫支出金の減、21款諸収入の増及び22款市債の減を併せまして、歳入予算の総額を9,733万6,000円減額するものでございます。

次に、2ページから3ページにかけてお願いいたします。

歳出でございます。

9款教育費の1項教育総務費の増、2項小学校費の減、3項中学校費の減及び5項社会教育費の増、これらを併せまして、歳出予算の総額を12億7,792万1,000円減額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

職 務 代 理 者
教育総務課長

教育総務課長。

それでは、ご説明いたします。

審議資料の1-1ページをご覧ください。

上段でございます。

歳入でございます。

教育総務課です。

15款1項3目中学校費国庫負担金、公立学校施設整備費国庫負担金ですが、5,343万5,000円を減額するものです。

補正理由ですが、西の原中学校校舎増築工事の工事着手の延期に伴い、令和7年度の工事出来高が見込めないため、次年度以降に先送るするため減額補正するものです。

職 務 代 理 者
指 導 課 長

指導課長。

続きまして、下段になります。指導課でございます。

15款2項5目1節公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に対しまして、33万3,000円を増額補正するものでございます。

補正理由といたしましては、学校の通信ネットワーク速度の改善に係る補助金交付決定を受けたため、増額補正するものでございます。

続きまして、1-2ページになります。

上段でございます。

15款2項5目2節教育支援体制整備事業費補助金に対しまして、287万2,000円を増額補正するものでございます。

補正理由といたしましては、不登校児童生徒等の学びの継続事業に係る補助金交付決定を受けたため、増額補正するものでございます。

職務代理者
教育総務課長

続きまして、同じページ、下段でございます。

21款5項3目2節雑入、89万4,000円を増額補正するものでございます。

補正理由といたしましては、GIGAスクールにおける学びの充実事業に係る補助金交付決定を受けたため、増額補正するものでございます。

教育総務課長。

続きまして、1-3ページをご覧ください。

教育総務課です。

22款1項4目学校教育施設等整備事業債ですが、4,800万円減額補正いたします。

補正理由ですが、西の原中学校校舎増築工事の工事着手の延期に伴い、令和7年度の工事出来高が見込めないため、次年度以降に先送りするもので減額補正するものです。

職務代理者
学務課長

学務課長。

続きまして、1-4ページをご覧ください。

歳出欄、学務課からです。

9款1項2目通学支援に要する経費、12節委託料、スクールバス運行業務委託、568万4,000円を増額補正でございます。

補正理由としましては、対象児童の安全性の確保等の理由から別所ルートの運行が必要であると判断し、バスを確保するために調整を行ったところ、現時点で見込みが立ったため、増額補正するものでございます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

続きまして、1-5ページをご覧ください。

指導課でございます。

9款1項4目教育情報収集・活用事業に対しまして、89万5,000円を増額補正するものでございます。

内訳としましては、講師謝礼が70万円、研修旅費が4万5,000円、図書購入費が15万円でございます。

補正理由といたしましては、GIGAスクールにおける学びの充実事業について、国の補助金交付決定を受けたため増額補正をするものでございます。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

続きまして、1-6ページをご覧ください。

教育総務課です。

上段です。

9款2項1目小学校施設整備改修事業です。12節の委託料、設計・監理委託ですが、4,180万円減額補正いたします。

補正理由ですが、（仮称）東の原義務教育学校の設計委託について、西の原中学校についても分離新設するため、原小学校分離新設校設定業

務委託について減額補正するものです。

その下、下段ですが、教育総務課です。

9款2項3目（仮称）東の原義務教育学校施設整備事業です。12節委託料、設計・監理委託です。3,300万円増額補正いたします。

補正理由ですが、（仮称）東の原義務教育学校の設計委託について、西の原中学校についても分離新設するため、中学校分が追加となり、事業費を増額補正するものです。

続きまして、1－7ページをご覧ください。

上段です。

9款3項1目中学校施設整備改修事業で、13億29万9,000円の減額をいたします。

内容ですが、12節業務委託の設計・監理委託を1,307万9,000円減額いたします。

14節工事請負費の中学校各種改修工事費を12億8,722万円減額いたします。

補正理由ですが、西の原中学校校舎増築工事の工事着手の延期に伴う工事監理委託の減額及び西の原中学校増築校舎の減築に伴う工事費を減額補正するものです。

その下、下段ですが、9款3項3目（仮称）東の原義務教育学校施設整備事業です。

12節の委託料、設計・監理委託ですが、2,200万円を増額補正いたします。

補正理由ですが、（仮称）東の原義務教育学校の設計委託について、西の原中学校についても分離新設するため、中学校部分が追加となり、事業費を増額補正するものです。

職 務 代 理 者
生涯学習課長

生涯学習課長。

続きまして、生涯学習課でございます。

1－8ページ、上段をご覧ください。

9款5項4目公民館費、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業につきまして、221万円を増額補正するものでございます。

内訳は、12節委託料で172万円、14節工事請負費で49万円の増額でございます。

補正理由につきましては、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業における新施設の建設及び交流館旧1号館の改修に係る割賦支払い分の金利確定と旧2号館の解体工事に係るアスベスト撤去費用の追加に伴う事業費の増によるでございます。

以上でございます。

職 務 代 理 者
文化振興課長

文化振興課長。

続きまして、同ページ、下段をご覧ください。

文化振興課でございます。

職務代理者
教育総務課長

9款5項7目資料館施設管理に要する経費、10節需用費38万9,000円を増額補正するものでございます。

補正理由は、消防用設備に不具合が見つかり、修繕が必要なため増額補正をするものでございます。

以上になります。

教育総務課長。

続きまして、1－9ページです。

教育総務課です。

継続費の変更になります。

事項ですが、中学校施設整備改修事業（西の原中学校校舎増築工事）でございます。

継続費を変更する理由ですが、想定工事期間は18か月を要して、令和8年1月から令和9年6月までの工事期間を予定するためでございます。

継続費の期間・金額ですが、期間は令和7年度から令和9年度の3か年として、金額は委託料として4,510万円、工事請負費として32億7,800万円として、合計が33億2,310万円となります。

下記の表は年度区分でございます。

委託料は、工事監理費でございます。年度区分は令和7年度、令和8年度、令和9年度の金額は記載のとおりです。

工事請負費につきましては、令和7年度、令和8年度、令和9年度の年度割となっており、記載のとおりでございます。

続きまして、1－10ページです。

債務負担行為を追加するものです。

9款2項3目、（仮称）東の原義務教育学校施設整備事業でございます。8,250万円を増額し、債務負担行為を設定いたします。

12節委託料の業務委託の設計・監理委託で、設定額は8,250万円になります。

事項については、（仮称）東の原義務教育学校設計業務委託の小学校分として、債務負担行為の限度額は8,250万円となっております。

設定期間は、令和7年度から令和8年度になりまして、年度区分としては令和7年度が3,300万円、令和8年度は4,950万円となっております。

補正理由ですが、（仮称）東の原義務教育学校を新設するための経費について債務負担行為を設定するものです。

その下も教育総務課です。

9款3項3目（仮称）東の原義務教育学校施設整備事業です。5,500万円を増額して、債務負担行為として設定いたします。

12節の設計・監理委託として、設定額は5,500万円となります。

事項としては、（仮称）東の原義務教育学校設計業務委託の中学校分として、債務負担行為の限度額を5,500万円とします。

設定期間は、令和7年度から令和8年度までで、令和7年度は2,200万

職務代理者
指導課長

円、令和8年度は3,300万円となります。

補正理由ですが、（仮称）東の原義務教育学校を新設するための経費について債務負担行為を設定するものであります。

指導課長。

つづきまして、1－11ページ、指導課でございます。

9款1項4目、教育情報収集・活用事業に対しまして、11億5,581万円の債務負担行為を追加するものでございます。

これはGIGAスクールに伴う学習用端末の更新に係るもので、設定期間が令和7年度から令和12年度まででございます。

年度区分といたしましては、令和7年度は0円、令和8年度から令和12年度までの各年度については、2億3,116万2,000円を設定するものでございます。

補正理由といたしましては、GIGAスクール構想の実現による1人1台端末の整備を開始して4年が経過し、今後計画的に更新する必要がございます。原則として、千葉県では令和8年4月から5年間の端末使用を想定して共同調達を行うこととしており、契約準備及び事業実施期間が複数年度にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

続きまして、生涯学習課でございます。

次の1－12ページをご覧ください。

（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業につきまして、債務負担行為の設定をするものでございます。

債務負担行為の限度額は72億9,914万2,000円で、内訳は委託料で61億4,637万4,000円、使用料及び賃借料で10億4,034万5,000円、工事請負費で1億1,242万3,000円でございます。

設定期間は、令和7年度から令和26年度までございまして、年度区分につきましては、令和7年度が4億210万4,000円、令和8年度から令和26年度までは、各年度3億6,300万2,000円でございます。

補正の理由でございますが、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業における新施設の建設及び交流館旧1号館の改修に係る割賦支払い分の金利確定と交流館旧2号館解体工事に係るアスベスト撤去費用の追加に伴う事業費の増によりまして、令和7年度以降の支払い総額が増額となることによるものでございます。

以上でございます。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

続きまして、1－13ページをご覧ください。

債務負担行為を廃止するものでございます。

9款2項1目小学校施設整備改修事業で、8,360万円の設定額の債務負担

行為を廃止するものです。

事項ですが、原小学校分離新設校設計業務委託になります。

債務負担行為の限度額は8,360万円です。

設定期間は、令和7年度から令和8年度までで、年度区分としては、令和7年度、令和8年度とも4,180万円となります。

理由ですが、（仮称）東の原義務教育学校の設計委託について、西の原中学校についても分離新設するため、原小学校分離新設校設計業務委託について減額補正して、債務負担行為について廃止するものです。

以上が議案第1号 令和7年度補正予算でございます。

説明は以上です。

職務代理人

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

豊田委員。

豊田委員

それでは、教育総務課の債務負担行為の追加で、ページ数が1-10、これは（仮称）東の原義務教育学校の施設整備事業なのですが、小学校部分と中学校部分に分かれて債務負担行為を設定されておりますけれども、この理由というのは何かあるんでしょうか。

職務代理人

教育総務課長。

教育総務課長

一事業としてはできないということです。

今回、小学校部分と中学校部分も造りまして、印西市の予算区分上、小学校費と中学校費で分けて計上している関係で、小学校部分が多いので、今回小学校部分を6割、中学校部分を4割として予算計上させていただいております。事業的には一事業となっております。

以上です。

職務代理人

豊田委員。

豊田委員

そうしますと、事業執行に当たっては、例えば入札ですとか、そういったものについては、例えば1事業者と契約を締結するものなのか、それぞれ別、これは複数になる可能性もあるということですか。

職務代理人

教育総務課長。

教育総務課長

契約行為については、一事業の執行として、設計業務委託の入札手続を進めています。

職務代理人

豊田委員。

豊田委員

歳出区分が別になるということでしょうか。

職務代理人

教育総務課長。

教育総務課長

おっしゃるとおりでございます。

職務代理人

豊田委員。

豊田委員

分かりました。

あともう一点なんですけれども、お隣の1-11ページのGIGAスクール構想の関係ですが、現在市内の小・中学校のタブレットについては、買取りで実施されていると思いますけれども、今後は使用料及び賃借料ということであると、リースで行われていくということでしょうか。

職務代理者	指導課長。
指導課長	5年間のリースを予定しております。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	では、これは補正理由にも書いてありますけれども、千葉県と共同調達ということですが、他の市町村も含めて調達が行われるということによろしいでしょうか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	そのとおりでございます。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	そうしますと、令和12年度までということで、耐用年数についてやはり5年なのではないでしょうか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	5年間のリースを予定しております。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	そうしますと、この契約の中にはもちろん補修ですとか、保守等含まれるということによろしいですか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	含まれております。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	ありがとうございました。
	以上です。
職務代理者	ほかに質疑はありませんか。
	よろしいですか。
各委員	なし
職務代理者	質疑なしと認めます。
	議案第1号について採決をします。
	お諮りいたします。
	議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
各委員	異議なし
職務代理者	異議なしと認めます。
	したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
(議案第2号)	
職務代理者	続きまして、日程第7 議案第2号 印西市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。
	提案理由の説明を求めます。
	生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第2号 印西市立図書館協議会委員の任命について。 印西市立図書館協議会委員を図書館法第15条及び印西市立図書館設置条例第6条の規定により、次のとおり任命する。 令和7年5月19日提出。

職務代理者
各 委 員
職務代理者

各 委 員
職務代理者

(議案第3号)
職務代理者

指 導 課 長

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

印西市立図書館設置条例第6条に規定する印西市立図書館協議会の運営にあたりまして、教育に関する学識経験を有する方の知見を活用するため、委員の選出区分、学識経験者に該当する方としまして、久門恵子氏を令和7年6月1日から令和8年5月31日までの任期で任命するものでございます。

久門恵子氏は、元小学校校長として学校経営、教育行政のご経験を有し、現在は学校司書を務められております。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 印西市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由のご説明を求めます。

指導課長。

議案第3号 印西市教育支援委員会委員の委嘱について。

印西市教育支援委員会委員を印西市教育支援委員会条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和7年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

ご説明いたします。

本案は、印西市教育支援委員会委員を令和7年6月1日付で委嘱するものでございます。

委嘱する方は全部で11名、選出区分、小中学校代表として、印西中学校、坂野峰子氏、木刈小学校、高塚啓子氏、小中学校特別支援学級担当代表として、印旛中学校、廣田恭子氏、木下小学校、市村正美氏、大森小学校、戸村優子氏、小中学校学校医として、あんべこどもクリニック、久山登氏、特別支援教育関係機関代表として、印旛特別支援学校、上村敏幸氏、我孫子特別支援学校、諸石和弘氏、印西市子ども発達センター、山崎道子氏、幼稚園代表として、長迫眞由美氏、保育園代表として、川嶋美智子氏の11名で、任期は令和7年6月1日から令和9年5月31日

職務代理者
各委員
職務代理者

各委員
職務代理者

(その他)
職務代理者

学務課長

までの1年間でございます。

なお、1番委員、2番委員、3番委員、4番委員及び5番委員については、教育公務員特例法第17条第1項により兼職を認め、条例で定める報酬及び費用弁償を支給いたします。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9 その他について何かございますか。

学務課長。

学務課から4点ご報告をさせていただきます。

まず1点目です。

印西市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要領の一部改正についてです。

このたび文部科学省の通知より、県教育委員会を通して変更依頼があり、小学校及び中学校における新入学児童生徒学用品費及び通学用品購入費を小学校2万8,530円を上限に、中学校を3万1,500円を上限に変更するものでございます。

なお、この要綱につきましては、令和7年4月8日から施行し、令和7年4月1日以降に小・中学校に入学予定の者から適用できるようにいたします。

続きまして、2点目、原小学校及び西の原中学校の過大規模校の対応に関する意見交換会についてです。

原小学校及び西の原中学校の過大規模校の対応に関する意見交換会の結果について説明いたします。

意見交換会につきましては、令和7年4月28日20時から21時までユーチューブライブを利用し実施いたしました。

当日は、市長挨拶の後、教育長から概要説明を行い、ユーチューブのチャット機能を利用しご意見をいただいたところでございます。

ご意見に対する回答につきましては、別添にまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、ユーチューブライブの性質上、視聴者数の把握はできませんが、常時視聴者数は最大で121名でございました。

職務代理者
指導課長

説明は以上です。

続きまして、3点目、4点目についてでございます。

5月8日木曜日に、報道機関に対して2件情報提供をし、新聞紙上で報道されましたので、ご報告いたします。

まず1点目です。

就学援助費の誤認定についてでございます。

令和5年10月にシステム変更をしたことにより、2世帯分において所得金額が過少に計算され、否認定となるところが認定になり、就学援助費の誤支給が生じていたことが4月18日金曜日に判明しました。

判明後、対象家庭に対しましては、経緯及び謝罪をした上で返納のお願いをしたところ、1世帯につきましてはその場で、もう一世帯につきましては、7月以降に返納していただく予定となっています。

今後の対応につきましては、同様の事態が生じないように複数職員での確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

続きまして、2点目でございます。

市内中学校における学納金振替依頼書の紛失についてです。

今年度の新入生保護者から回収した学納金振替依頼書2家庭分を提出状況の確認後、封筒に入れ、職員室内の戸棚に保管したところ、4月28日の段階で紛失していることが判明いたしました。

判明後、管理職が保護者に謝罪し、再度提出を依頼したところ、ご理解をいただき、手続につきましては適切に完了しております。

今後の対応につきましては、個人情報に関する書類等の回収方法及び管理方法などの取扱いについて再度検討し、再発防止と適切な個人情報の管理を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

指導課長。

続きまして、指導課、催涙スプレー誤射による事故についてです。

令和7年5月8日木曜日、午後1時頃、印西市立原山小学校の4年生の教室において、4年生児童2名が不審者撃退用の催涙スプレーを誤射したことにより、4年生から6年生までの児童27名がのどや目の痛みなどの体調不良を訴え、駆けつけた救急隊員によるバイタルチェックの結果、3名が救急搬送されました。救急搬送された3名は医療機関を受診し、異常が見られず、ほか24名も同日のうちに帰宅しました。

事故の原因は、スプレーの管理方法が適切でなかったこと、児童への指導が不足していたことによるものと考えております。

今後については、こうした危険物を常時教室で保管すべきかという点について再検討してまいります。保管するのであれば、保管方法や点検方法を徹底するとともに、改めて児童への安全指導について努めてまいります。

以上でございます。

職務代理者	ありがとうございます。 ほかに何かありますか。
各 委 員	なし
職務代理者	それでは、日程第9 その他を終わります。 それでは、私の議事進行役はこれで終了して、進行を教育長にお戻します。よろしくお願いします。
教 育 長	ありがとうございました。 では、事務局から次回教育委員会会議の開催日について連絡がございました。
教育総務課長	教育総務課長。 それでは、次回、令和7年第6回印西市教育委員会定例会は、6月25日水曜日、午後2時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。 以上でございます。
(閉議の宣告) 教 育 長	では、以上で本日の日程は全て終了しました。 会議を閉じます。
(閉会の宣告) 教 育 長	以上をもちまして、令和7年第5回印西市教育委員会定例会を閉会します。 どうもお疲れさまでした。

(17時29分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月19日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 長 尾 香 奈